



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成22年5月1日
第209号

発行責任者 支部長 米澤 健
編集責任者 副支部長 後藤 基文
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



(撮影：武山卓史 春の名古屋城)

Seasons

先日のまだ陽も明けやらぬ早朝、昭和区内で車を走らせていた時のことです。

早朝とはいっても少し薄暗い程度で灯りがいるかいないかといった時間でした。

行き交う車両はまだ少なくスイスイと車を走らせていました。はるか前方に一台の車、警察のネズミ取りにでも使っていそうな車両を発見、信号交差点を左折するところでした。

道が空いていても「ぶっ飛ばしている」わけではなかったのですが、ここは少し気を引き締めます。ふとその警察車両が左折しようとしている交差点の信号機を見ると、何だか暗い。青でも黄でも赤でもなく、「黒」です。よく見てみると、もうひとつ先の信号機も「黒」。その先は、青でした。

その辺りに事故で止まっている車もなく、信号

機も真っ直ぐに立っています。どうやら、地域限定の電気システムのトラブルが発生しているようです。

ほどなくその交差点に差し掛かります。後続車両がないことを確認しながら減速、交差点では一時停止。幸いなことに交差道路に通行車はありませんでした。左の方には先ほどの警察車両がいます。交差点を徐行で通過、連続した「黒い信号機」の交差点も無事通過しました。

信号機が無い交差点はざらにあり、いつも平気で通っているのですが、いつもあるべきものがないと、やはりドキドキしてしまいます。日常生活でも日々の業務でも、頼っていたものが機能しなくなったとしても、パニックにならないよう「基本からしっかり」を再確認した出来事でした。

(倉地 茂雄)

4月の支部研修

(平成22年4月9日開催)

「消費税の個別対応方式の計算と 還付の実務」

昭和支部

加藤 芳和 会員



I. 納付すべき消費税の計算の流れ

より有利な還付、より少ない納税について、申告書の計算の流れに沿って確認をしたい。

1. 「原則課税」と「簡易課税」との選択

(1) 原則課税と簡易課税の計算の違いについて

原則課税と簡易課税とでは、控除対象消費税額の箇所が大きく異なる。いずれが有利かは、課税標準額に対する消費税に対する課税仕入れの割合がどの程度あるかにより判断することになる。

(2) 還付請求ができるケース

①消費税の納税義務者であること。

②確定申告により還付請求すること。

仮決算を行っても中間申告による還付はない。

③控除税額の合計額が課税標準額に対す

る消費税額よりも大きいとき。

④差引税額が、中間納付税額よりも少ないとき。

2. 「個別対応方式」と「一括比例配分方式」 との選択

原則課税による控除対象仕入税額の計算において課税売上割合が95%未満であるときは、消費税法30条は、個別対応方式と一括比例配分方式との選択ができとしている。但し、一括比例配分方式を選択した場合には、最低2年間は一括比例配分方式を継続適用しなければならない。

一般的に、非課税売上げに対応する課税仕入れは大きくないと考えられるため、個別対応方式により控除税額を計算する方が有利であると言える。

II. 事業開始課税期間における還付

1. 設立時の資本金額が1千万円以上である法人(新設法人)は、法12の2により納税義務がある。その他の法人や個人が新たに事業を開始した場合においては、原則として、基準期間がない当初2年間は、消費税の納税が免除される。そこで、新規に事業を開始する際に行った課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を超える場合には、課税事業者を選択することにより還付を受けることができる。

(法9④)

但し、課税事業者を選択した場合は、最低2年間は納税義務が生じるため、翌課税期間の予測をしないとかえって納税額が多くなってしまうことになるので注意が必要である。

2. 事業を開始した課税期間において開業準備だけを行っており、課税売上げがない場合において原則課税の個別対応方式を選択したときは、課税仕入れに係る取引が、将来どのような売上に対応するかを判断して、各取引を課税売上に対応するもの、非課税売上に対応するもの、課税非課税共通に対応するものに区分することになる。

(1) 課税仕入れが自社ビルの建築に係るものである場合

自社ビルは、その会社のすべての売上げに対応すべきものであるから、預金の利息のような非課税の売上が生じることが予想されるため、課税非課税共通対応に対応する課税仕入れとされ、原則としては控除税額が算出されない。

但し、その事業者の店舗に係る部分と事務所部分とに課税仕入れを区分でき、店舗における商品のすべてが課税の商品である場合においては、店舗部分に係る課税仕入れは、課税売上げに対応するものと判断できる。

(2) 課税仕入が賃貸ビル（すべてが貸事務所又は貸店舗）の建築である場合

この場合は、建築に係る課税仕入れのすべてが課税売上げに対応することから、その仕入税額の全額を控除し、還付を受けることができる。

(3) 課税仕入れが雑居ビルで、一部が貸事務所又は貸店舗、一部が居住用の賃貸マンションの建築である場合

貸事務所又は貸店舗に係る部分が、課税売上げに対応する課税仕入れとして控除税額を計算し還付を受けることができ

る。

3. 翌課税期間以後の注意点

(1) 事業開始課税期間において個別対応方式を選択した場合

－調整対象固定資産に係る仕入税額の調整
(法34)－

課税仕入れをした課税期間から3年以内に課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合には、その転用の時期により、当初控除をした仕入税額の一部を転用した課税期間の仕入税額から控除しなければならない。

(2) 事業開始課税期間において一括比例配分方式を選択した場合

－課税売上げ割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整－

仕入れ等の課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間

(第三年度の課税期間)の末日において調整対象固定資産を保有しており、かつ、課税仕入れの日から第三年度の課税期間までの通算課税売上割合が著しく増加した場合、又は著しく減少した場合は、課税仕入れをした課税期間において、通算課税売上割合により仕入税額を控除すべきであったものとして、第三年度の課税期間における仕入税額に加算又は第三年度の課税期間における消費税額から減算をする調整が必要となる。

Ⅲ. 消費税の還付請求に関する判決

届出書名の混同、届出書の提出失念に起因する判決事例が多い。

電子申告体験 浦 賢治

依頼された件数は多くはないものの、自分自身の申告等を含めて支払調書合計表及び平成21年分所得税の確定申告について、そのすべてをe-Taxにより提出することができ、ホッとしているというのが正直な気持ちです。

昨年8月に税理士登録が認められてから、それまで事あるごとに昭和支部の先生方にe-Taxの利用をお願いしてきたという自分の立場もあり、開業後は1件でも多くe-Taxを利用しようとは思っていましたが、機械操作があまり得意ではないとか、はっきり言って、不得手な部類に入ることから非常に不安を感じていたのは本心です。

こういう私が、依頼された全件をe-Taxにより提出できたのには、次の三つの要因があったからだと思います。

一つ目は、昭和支部の「電子申告推進特別委員会」の大きな支援があったことです。特に、S先生に貴重な時間を割いていただき、操作方法のイロハから教えていただき、開業届や青色申告の承認申請書等の提出に至ることができました。S先生には大変感謝しています。この時間がなかったならば、とてもできなかつたと思っています。また、昭和支部主催の電子申告実践研修会へ出席したことも大きかったと思っています。一回目の研修ではついていくのがやっとという状態でしたが、二回目の受講によって、ようやく自分でも何とかできるかなと思えるようになりました。

二つ目は、納税者の方々が快くe-Taxによる提出を承諾してくれたことです。依頼を受けた方の中には高齢の方もいらっしゃいましたが、e-Taxの申し出を何の躊躇いも見せずに、OKしていただいた時には正直びっくりしました。

三つ目は、あるメーカーのコンピューターを(リースではありますが)導入したことです。所得税の申告書だけであれば、国税庁の確定申告書等作成コーナーで十分とは思いましたが、自分自身の勉強と今後のことも考え、思い切って契約を結ぶこととしました。まず、自分の支払調書合計表の送信をインストラクターに操作方法を教えてくださいながら、半日を費やしてようやく送信することができました。送信できた時の感動は、今でも克明に覚えています。

所得税申告書についても、最初は、1件について数時間を要するような状態でしたが、徐々に慣れてきたのか、最後の方は1時間強で仕上げることができました。

e-Taxによる提出を終えて感じるのですが、コンピュータ操作が得意か不得手かということよりも、要は**利用するかしないかという意識の持ちよう**が大きいと思われれます。今のシステムは国税庁の確定申告等作成コーナーもそうですが、非常に使い勝手がよく、私みたいな初心者でも十分対応できるようになっています。

それに所得税の確定申告時期は、日曜日を含め24時間送信可能というのも大きいと思います。特に顧問先の多い事務所にとっては非常に便利だと思います。

今回の利用によって自信を持ったとまでは言えませんが、所得税に限らず、依頼を受けた申告等については、依頼人の承諾を得、極力e-Taxを利用しようかなと思っています。

繰り返しになりますが、昭和支部の「電子申告推進特別委員会」の先生方及びe-Taxを快く承諾していただいた納税者の方々に感謝しています。



電子申告体験

羽根淵 陽子

国税電子申告e-Taxは、平成16年2月より開始されて既に丸6年の年月が経過しています。

そしてやっと私は、このたび初めて電子申告による申告書の送信を行ってみました。

この電子申告の送信に関しては、昭和支部で開催された電子申告実践研修会が“有用で頼もしい力”となってくれました。

昭和支部での電子申告実践研修会は、昨年11月と今年1月の2回開催されていますが、私はいずれも参加しています。

昨年11月の研修は、電子申告開始届出書の送信・e-Taxソフトのインストール・その後e-Taxソフトを利用して実際に法定調書を作成する、ということを一に1台のパソコンを使用する研修でした。

この研修に参加をした時は、パソコン＝得意領域とは言い難い状況の私であっても、“電子申告が出来そう”な気持ちになる反面、少し心配なことがありました。

それは、2月の確定申告までには少し時間があります。この確定申告の時期にその場で送信できるのかしら？という不安です。

というのは、私は昨年4月より昭和支部税務相談所で相談員を担当させていただいております。昭和支部税務相談所では、今年の確定申告から電子申告を実施することになっていました。

この事実は、今までに電子申告を行ったことがなかった私にとっては、少し壁にあたった思いでした。しかしそうも言うてはいられません。何とか電子申告ができるようにしなければと、前向きに電子申告のことを考える機会となりました。

日税連の電子証明書とICカードリーダーにつきましては、平成20年11月に勤務から開業税理士に登録変更した直後に入手していました。しかし平成20年分の確定申告は、電子申告を行う自信がなく、紙ベースの申告で済ませてしまいました。

このような状況の中で、支部での電子申告実践研修会の開催は、私にとって“渡りに船”でした。

そして、今年1月に開催された2回目の電子申告

実践研修会については、研修の申込用紙を見たときにすぐに申込みをしました。

2回目の電子申告実践研修会は、前回と同様に一人に1台のパソコンを利用して、e-Taxで法定調書を作成して代理送信をする、確定申告書を作成し代理送信するという内容でした。

この研修終了時に、研修部の先生が「**今日ここで学習したことは必ず数日以内に復習してください。**そうしないと忘れてしまいます。」というお話をされていました。

そこで翌日、早速ですが、パソコンの電源を入れて、研修会で使用したマニュアルを見ながら電子申告の練習を兼ねての復習をしました。

この2回の研修の効果の賜物とでもいいでしょうか、2月の確定申告では、何とか電子申告による送信を完了することが出来ました。

e-Taxでのデータ入力終了し送信をクリックしたときは、“電子申告が出来ました”というささやかな嬉しさが私の頭の中を走りました。

この後で、メッセージボックスを開いて受信通知を確認したときは、無事に電子申告が完了したということが、近頃のない新鮮な嬉しさでした。

以前ですが他の先生から、「電子申告は印鑑も要らないし、郵送の手間もかからないから凄く楽ですよ」というお話を伺ったことがありましたが、今回のことで“本当にその通りです”という実感をもてました。

今回の電子申告の件では、一つだけ心残りがあります。それは昭和支部税務相談所で私が担当している相談者の方達について、一人も電子申告に至らなかったことです。

相談者の方達については、ご高齢の方が多くいらっしゃるという事実も要因にはあるかと思えます。しかし私の相談員としての任期は1期2年ですので、あと1年在任します。来年も確定申告はありますので、何とか相談者の方達にも、ご利用していただけるように、努力していきたいと考えています。

相談所だより



税務相談員

成田 芳一

みなさんこんにちは。昨年から税務相談所を担当することとなりました成田です。今回は1期目でなかなか要領が分からず苦労しましたが、無事全員の確定申告を終えることができました。私が昭和支部税務相談所として担当した人数は11名ですが、名古屋国税局からの依頼による記帳指導も6名担当しましたので、合わせて17名を担当したこととなります。この名古屋国税局が依頼する記帳指導とは、基本的に事業開始後間もない方を対象に税務署が選定し、選定された方は青色申告者で年5回、白色申告者及び事業的規模に満たない青色申告者は年3回無料で記帳指導を受けることができるというものです。ただ我々担当員からしてみると昭和支部からの記帳指導であっても、国税局からの記帳指導であっても全く同じように指導してきました。

さてこの度税務相談所を担当して初めての確定申告が終わりました。この税務相談所でも電子申告を推進するため、パソコン、プリンタ等を新たに購入していただきました。そこで私も早速電子申告にチャレンジしてみることにしました。私が普段委任を受けている方の電子申告は、税務ソフトのメーカーから購入したシステムを利用しているため、たいした苦労もなく電子申告ができていましたが、国税庁のソフトを利用して電子申告するのは今回が初めてでした。電子申告の研修も受けて万全な状態で臨んだはずでしたが、いざ申告となるとなかなかスムーズにいきません。私はシステムの使い方をよく理解しておらず、また納税者の方も住基カードのパスワードを忘れてしまい、なかなか前へ進めません。時間も限られてい

るので焦ってしまいましたが、そんな中大変忙しい時期にもかかわらず鈴木寿枝先生に電話で丁寧に教えていただき、無事電子申告を終えることができました。鈴木先生には本当に感謝しております。この場を借りてお礼申し上げます。

この1年税務相談所を担当しての感想はまず指導対象者の記帳レベルの高さに驚きました。以前から継続して記帳指導を受けている方は私が指導することなどほとんどありません。中には青色決算書、消費税、所得税の申告書をすべて自分自身で作成してからこれで問題はありませんかと言って持って来られる方もみえました。これは先輩指導員の方々の努力の賜物だと思います。また景気の悪化により売上、利益とも減少している方が多かったと思います。どうしたら売上や利益を確保できるか、そんな相談も多くありました。相談所はどちらかというと年齢層は高め、高齢により事業を縮小していく方が多いように思います。相談所は指導料も格安ですから、若い起業家の方にもっと利用していただきたいと思います。

最後に恥ずかしながら税務について勉強させていただいたこともありました。日雇労働者の源泉徴収について質問があり、経験のなかった私は源泉徴収税額表(日額表)の通りに徴収すればよいと説明してしまいましたが、指導対象者の方に9,300円までは徴収しなくてもいいのではないかと問われ、調べてみたところ雇用契約の期間が2か月以内であれば丙欄で徴収するため、指導対象者の方の言うとおりの日の支払額が9,300円までは源泉徴収をしなくてもよいと分かりました。私自身大変恥ずかしい思いをしたとともに、もっと勉強しなければいけないと痛感させられる出来事でした。

こんな私ですが、何とか無事に1年務めることができました。しかし任期はまだ1年あります。引き続き指導対象者の方々には適正な記帳と正しい税務について説明していきたいと思います。

熱闘!? 支部ボーリング大会

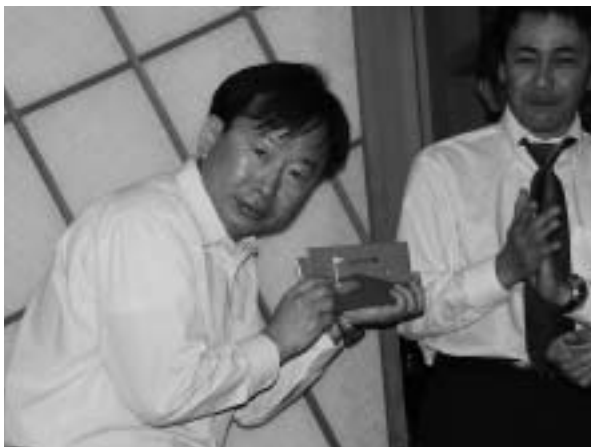
毎年恒例そして好例の支部ボーリング大会が4月9日、名鉄レジャックボウルで開催されました。

支部の腕自慢ないし精鋭が一堂に集う、年に一度の伝統ある? 支部ボーリング大会。一時代の栄枯盛衰を経て、また身近なレジャースポーツとして静かに人気を保っているボーリング。健康増進と会員親睦には打って付けと言えましょう。

さて今回は10レーン40名の参加による2ゲームトータルマッチで、火花を散らすことになりました。浦会員の華麗なるフォームからの始球式で始まり、それぞれ和気あいあいの中にも微妙な駆け引きも行き交う展開となって行ったようです。

そんな中、最年長プレーヤー瓜生会員を含む第3レーンは極めて静かなスタートだったようです。当初ほとんどマークもない状態から、後半ようやく少し上向いていき、第二ゲームに入ってから、周りのレーンの喧騒を横目に、知らぬうちに点数を重ねて行ったようです。

さて、そんな熱い厚い楽しい雰囲気を持ち込みながら、引き続き懇親会及び成績発表会が近くの素材屋笹島店で行われました。一昨年の始球式プレーヤーO澤会員や、かつての優勝サウスポーM原会員ほか諸兄も加わり、総勢50余名の大懇親の場となりました。



親交を深めることが主ですので、成績は付録でしょうが、栄えある優勝者には、一、二ゲームでそれぞれターキーを出してスコアを纏めたH野会員が、準優勝には昨年の覇者、二連覇をもくろんだ谷高会員が、そして第3位には、若きパワー炸裂かと思いきや堅実なプレーで高得点を叩き出した赤堀会員が輝きました。優勝者には豪華賞品とともに副賞として原稿依頼が手渡されました。

一方、団体の部では先ほどの第3レーン、瓜生、中川、後藤基、H野チームが王冠を手にしました。また大会に彩りを添えてくれた女性5名の皆さん、その他ココでは書ききれない各種、好プレー、珍プレーにより、大会は大いに盛り上がりました。

今回この場で平井会員より、ナイスな提案がなされました。鉄は熱いうちにということで新たに“ボーリング同好会”発足の提案がされました。これまた今後の活動に期待ができるでしょう。

いずれにしても、厚生部の皆さんはじめ、関係各位の尽力により大変楽しい時間を共有できたことに感謝申し上げます。また、今後ともこのような行事に積極にご参加いただき、会務にご理解・ご協力賜りますよう役員に成り代りお願い申し上げます。迷レポートをメらせてもらいたと思います。

(優勝者 表野宏和)

私の一大事!!

～スポーツジム～

橋本 彰史

私がこれまでに体験した一大事件の紹介ということがテーマですが、何をご紹介しますよいのやら・・・頭が痛いです。ただ、人生誰でも波瀾万丈です。私にも一つや二つ大事件があることはあるのです。一つは幼少の頃に割れやすいガラス扉に飛び込んでしまい、腹部を激しく切って死にそうになったことです。親が言うにはお腹から腸のまとまりが飛び出してきたとか？その時の私の記憶は当然ながら意識を失っていたためほとんどありません。今でもお腹に痛々しい傷が残っていることだけが当時を物語っています。そして、その当時の手術の影響で2年ほど前に腸閉塞を患いました。過去の手術個所の癒着が原因とのことでしたが、それ以来は胃腸の調子を落としてしまっている日々となっています。

なんだか切実な話をしてしまいましたが、今回の本題はもっと軽い別の事を紹介します。昨年の5月からスポーツジムに通い始めたことを紹介したいと思います。そもそも、なぜスポーツジムに行き始めたかということ、その時身長が168cmなのに体重が70kg目前となり、ウエストが82～83cmという状態でした。任天堂のwillフィットによれば今年40歳となる私の理想体重は62kgで、このままでは完全にメタボになってしまう。当然、胃腸にもよくないだろうと、一念発起した次第でした。最初は準備運動を10分、筋トレメニューを1セット、そのあと有酸素運動（ランニング等）を30分するという1時間強のトレーニングを週に3日～5日は行くようにしました。食事でもカロリーを気にするようになっていました。そうすることで3ヵ月ぐらいすると順調に成果が表れてきました。9月ぐらいには体重が64kg、ウエストが78cmとなり、一つの目標を達成できていました。体脂肪率も15%前後と改善し、腹筋など筋肉もそこそこに確認できるようになり満足していました。後は現状の体重を維持し、体脂肪率の減少と筋力アップに目標を変更しました。ただ、目に見えるような効果がないのに、筋トレや有酸素運動という基本的に面

白みがないトレーニングに中だるみが出てきたのもその頃でした。

そんな中、グループエクササイズステップエクササイズ（ステップ台を使って音楽に合わせて踏み台昇降運動をする有酸素運動）に参加するようになりました。念のために言いますが、もちろんレオタードは着ていません！最初は初級クラスに参加してステップの基礎を学びました。今までは個人で黙々と筋トレやランニングをしていたため、他の人たちとなかなか話す機会もなかったのですが、そこで顔見知りができ、話しもすることができるようになり、楽しさも増してきました。また、ステップの楽しさもあって段々とステップに参加すること自体が目的となり、ほとんど趣味と化していきました。現在、おもに中級クラス以上に参加していますが、中級ぐらいからはマンボ、チャチャ、ボックス、ストラドル、リバーターンなどエアロビのような動きも加わり多彩な振り付けになって、時間は40～60分間、楽しく、しっかりと汗をかくことができます。

私的には、自分がエアロビクスのようなことに参加すること自体が大事件なのですが、ステップエクササイズに参加するようになり、三日坊主と思われたスポーツジム通いが趣味となって、継続できていることが大事件でした。

でも正月以降、少し太ってきているような気がします。



ステップ台

ご紹介します (特別編)

この5月に昭和支部執行部も米澤支部長体制になり、はや一年が過ぎようとしています、皆様いかがお過ごしでしょうか。

我が広報部では、ほぼ1年前の第1回広報部会という重苦しい雰囲気の中で、支部報の新企画として「私の一大事」と「ご紹介します」という二本柱を立案いたしました。産みの苦しみとは裏腹に「一大事」の原稿は順調に集まり、部員一同ほっと胸をなでおろしております。しかし、産みの苦しみと同様に「ご紹介します」の原稿がまーったくといっていい程集まっていない状況。部員一同胸をかきむしる思いで悶々とした日々を送っており、まさに後藤広報部の「一大事」となっております。

そこで、緊急広報部長会という軽薄な雰囲気の中で、「ご紹介します」の問題点について飲み…いや話し合ったところ、イマイチ書き方がわからないのではないだろうか、という極めて根本的な答えにたどり着きました。これはパソコンでいえば電源の入れ方がわからないレベルの致命度です。

その根本的な問題を解決すべく、三人の広報部長が立ち上がり、「ご紹介します」の書き方について「ご紹介」しようということに相成りました。通常では御法度とされる広報部の紙面私的流用疑惑をかわしつつ、ご紹介させていただきたいと思えます。

まず第1部長(渉外担当)土屋が紹介するのは今流行のドーナツ!日本でドーナツと言えば、そうミスタードーナツ(=通称「ミスド」)についてです。学生時代にアルバイトをしていましたので、少しだけ裏話をご紹介します。

ミスドはアメリカはボストンで生まれたドーナツ屋さんです。アメリカや韓国ではよく見かけるダンキンドーナツとは創業者が親類関係で、経営方針の違いから仲違いし、後にはじめたのがミスド。つまりダンキンドーナツはミスドの生みの親でもあります。このミスド。1990年代に本国アメリカでダンキンドーナツに買収され現在は法人として存在しておりません。なんとなくアメリカからきたファーストフードというイメージが強いですが、現在では完全に日本のものといっても過言ではない状態です。日本では大阪の箕面市に1号店がオープンしたのが1971年。現在は日本国内で1300件を超えるそうです。一時期オーストラリアにも出店していたようですが、ミスドのホームページで発見出来ないところを見ると、どうやら触れられない黒歴史のようです。ダスキンがやっていること

は皆さんご存知かとは思いますが、実際ダスキンの直営店はたった72店舗しかないのです。マクドナルドとは違い殆どがフランチャイズなのをご存知でしたか。

そんな数あるフランチャイズ店のレベルを保つためか、アルバイトと社員とでナンバーワンを決める大会があります。優勝するとハワイに連れていってくれます。よくお客様で改善提案をしたら1件につき50円などという報奨を見かけますが、こういったガツンとした報奨も効果があがるのではないかなと個人的に思います。

次に第3部長(編集統括担当)上原が紹介するのは「鬼まんじゅう」です。

子供の頃、今ほどコじゃれたおやつなどなかった我が家で、BEST3に上げられるおやつが鬼まんじゅうでした。さつまいもを角切りにして、小麦粉・玉子・砂糖の生地混ぜて蒸し上げたお菓子です。石焼き芋はあまり得意ではない私も鬼まんじゅうなら軽く〇個はいけました(笑)。そんな日常生活の中で食べ親しんできた鬼まんじゅう。現在では黒糖などのバリエーションも増え、今だ私の心を熱くしておりますが、実は東海地方、それも主として愛知県のみで賞味されているものだそうです。日本全国どこでも食べられると思っていた私にとって驚きの事実でした。みなさん御存知でしたか?

このように標準語だと思って使っていたら実は名古屋弁だった、のような日常知らず知らずに利用したり、食しているものも実は名古屋限定だったということも他にござりましたらご教授いただければ幸いです。

最後に第2部長(企画担当)武山が紹介するのは、わが昭和支部の支部長米澤健会員です。

支部長は見かけによらず几帳面な性格で(失礼)、広報担当副支部長の時代には、原稿依頼の早さは史上最速と言われるほど準備周到で、初夏の5月頃にはすでに新年号に向けて年男年女の会員に原稿依頼をしていたほどでした。

米澤支部長の凡人と違うところは、原稿依頼をするときでも焦る様子もなくあの「米澤スマイル」で迫られると、断るどころか「ぜひやらせてください!」と思わず言ってしまうのです(後藤副支部長の「後藤スマイル」は何か裏がありそうで怖いです...)。支部長という雲の上の存在になった現在でも、僕ら若い者にも相変わらず「米澤スマイル」で接してくれます。今年も支部長2年目、ますますすまの細かい支部運営をしていただけたと思います。

広報部ではみなさまの原稿を首を長くしてお待ちしております。また、原稿依頼の折には、快くお引き受けいただけますようお願いいたします。

【4月の月例集会】

平成22年4月9日(金) 13:30～名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. e-Taxの受付時間の拡大について
2. 国税庁HPからの各種申告書、届出書、申請書などの様式の出力について
3. 申告所得税及び個人事業者に係る消費税の振替日について
4. 納付書の使用に当たって
5. 消費税及び地方消費税の確定申告書の「翌年以降送付不要」欄の創設について
6. 確定申告後の納付相談について
7. 国税局集中電話催告センターにおける閉庁日の電話催告について

8. 無料税務相談所等開設状況について
9. 確定申告期限後に実施する事務処理について
10. 資産課税課情報(質疑応答事例)の国税庁HPへの掲載について

(支部より連絡事項)

- 税対部：平成21年分確申期における無料税務相談会等のお礼
 厚生部：ボーリング大会・支部研修旅行について
 研修部：研修受講カードの提出について
 総務部：支部総会等今後の日程案内

【幹事会】

平成22年4月15日(木) 17:00～メルパルクNAGOYA

1. 審議事項

- (1) 第52回定期総会招集について
- (2) 総会に付議すべき議案について
 - ①平成21年度事業報告・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び収支計算書承認の件(案)

②平成22年度事業計画決定の件(案)

③平成22年度予算決定の件(案)

(3) 名古屋税理士会昭和支部滞納支部会費整理細則の制定承認の件

2. その他の事項

平成22年度支部行事予定表(案)について

お知らせ

第52回昭和支部定期総会の開催日時及び場所のお知らせ

[日時] 平成22年5月21日 金曜日 午後3時45分から

[場所] メルパルクNAGOYA

名古屋市東区葵3-16-16

(地下鉄 東山線千種駅1番出口、又は桜通線車道駅3番出口利用)

電話 (052) 937-3535

訃 報



鈴木一郎先生

瑞穂11班

平成22年1月24日ご逝去 享年81才
昭和41年12月2日 税理士登録



西山定弘先生

東郷11班

平成22年2月9日ご逝去 享年74才
平成7年8月23日 税理士登録